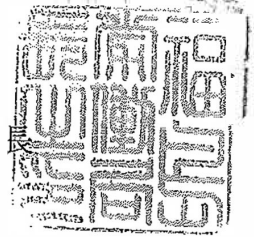


福島労発基 0528 第 1 号
令和 3 年 5 月 28 日

労使関係団体の長 殿

福島労働局長



職場における熱中症予防対策の徹底について

日頃より、労働行政の推進について、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

職場における熱中症予防対策については、例年、関係機関に対し「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」への御協力をお願いしているところです。

令和2年の熱中症による労働災害発生状況については、全国では、休業4日以上
の死傷者数（以下「死傷者数」という。）は959人、死亡者数は22人となり、記録
的な猛暑となった平成30年と比べ、死傷者数、死亡者数とも減少しましたが、死傷
者数については前年を上回りました（別添1）。また、福島県内におきましては、
死傷者数は20人で前年比2人増加し、死亡者数は3人で、平成28年以来4年ぶり
となる熱中症による死亡災害が発生しました（別添2）。

今般、厚生労働省では、日本産業規格JIS Z 8504が改正されたこと等により、
「職場における熱中症予防基本対策要綱」を定め、熱中症予防対策の一層の推進を
図ることとしました（別添3）。また、前述の改正等を踏まえ、本年3月に示され
ている当該キャンペーンの実施要綱の改正が行われました（別添4）。

熱中症による死傷者数は依然として高止まりしており、死亡に至る事例も後を絶
たない状況にあることから、関係事業場に対し「職場における熱中症予防対策基本
対策要綱」を周知していただくとともに、熱中症予防対策リーフレット（別添5）
を配布いただくなど、引き続き、熱中症予防対策の徹底に御理解と御協力をお願い
いたします。

なお、（別添1、3、4）については、厚生労働省ホームページ (<https://neccyus-ho.mhlw.go.jp/>) に掲載されているほか、（別添5）については、福島労働局ホームページ (https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/anz-en_eisei.html) に掲載しておりますので、周知にあたってご活用くださいますようお願いいたします。